

労働・傷病兵・社会省

ベトナム社会主義共和国

No.1945/LDTBXH-QLLDNN

独立-自由-幸福

新たな状況における新型コロナウイルス  
の感染拡大の予防・防止対策の実施に関  
するガイダンスの件

ハノイ市、2020年6月2日

### 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業 御中

Covid-19は世界中に広がり、世界各国の経済・社会活動に重大な影響を与えている。複数の国は、Covid-19の感染拡大を基本的に抑制でき、段階的に隔離措置及びソーシャル・ディスタンス措置の適用を緩和し、外国人労働者の受入再開を含め、経済の復興・発展に注力している。

労働・傷病兵・社会省は、契約によるベトナム人労働者の海外派遣事業を実施する企業に対して、経済復興のための各活動の実施を強化し、契約によるベトナム人労働者の海外派遣活動において順序に通常通りに実施することを要求する。

#### 1. 派遣労働者の選定、教育活動について

海外派遣労働者の選定、教育活動において、各地方の管轄機関による Covid-19 の感染拡大の予防・防止対策を厳格に実施すること。対面で教育を受けることができない労働者に対してオンラインで教育を実施すること。

#### 2. 外国人労働者の受入れ、入国、出国に関する制限がない労働者受入国に対して、労働者は感染又は感染の疑いがある場合、当該労働者が検査及び治療を受けられることを確保するために、派遣企業は、以下の事項を実施することを要求する。

- 派遣労働者に対して、Covid-19 の感染拡大の予防・防止に関して、労働者が享受できる支援策及び労働者が実施しなければならない事項を明確に通知すること。同時に、労働者が Covid-19 の感染拡大の予防・防止対策を積極的に実施し、ベトナムの管轄機関及び労働者受入国の医療要求を厳格に遵守するよう宣伝すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平  
sugita@century-law.com

- 労働者が適法かつ安全に入国でき、入国後隔離措置を実施する必要のある場合における労働者の権利を最大限確保するために、受入国の外国人労働者の受入れ、入国、出国の政策に基づき、外国のパートナーと積極的に協議すること。
- Covid-19 の影響により、労働者が検査・治療を受け、勤務時間を短縮し、又は休業しなければならない場合、締結済みの労働契約及び受入国の規定に従い、労働者に対して賃金の支払い、生活に関する各制度の給付を厳格に実施すること。
- 遅くとも労働者が出国する5日前までに、派遣企業は、<http://csdl.dolab.gov.vn>にある契約による海外派遣労働者のデータベースにおける当該派遣労働者の情報を更新し、協力及び監視のため海外におけるベトナム代表機関に報告すること。

受領先：

労働・傷病兵・社会省大臣代表

上記の通り

副大臣

労働・傷病兵・社会省大臣（報告のため）

省、中央直轄市労働・傷病兵・社会局

労働者海外派遣委員会

レ・バン・タイン

海外労働管理センター（実施のため）

海外におけるベトナム人労働者管理部門

海外労働管理局書類保管担当部門